





ことができますが、その傍示会社の沖電機、その他の会社ではそれがほとんど行き詰まつてゐる。今まで機器関係の事業は九割くらい通信省に納めている、それがだん／＼減つて行つてはとんど行き詰まつてゐる。このことは通信委員会でもほかのことと御質問いたしましたが、そういうような関係で機器の規格においても行き詰まつてゐる。この電気通信関係におきましても、ほとんど電氣通信事業が独占事業となつてゐるために、この機構をずっと見て行きますと、おのずと國家財政のもとに、独占企業を太らせて、また通信関係の電氣事業を太らせて、そこへ外資が入つて来て、外國の資本のもとに置かれる方向に進みつつあることがいろいろの点から見られるのであります。特に現在そういうことがあります。

○小川原委員長代理　お詰りいたします。この質問はあとに許しますから、今議長の方から採決するから至急議場へ入つてくれという通知があつたので議場へ入りたいと思いますが、いかがでござりますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川原委員長代理　それではそういうことにいたしまして採決が済みましてからすぐ開会をいたします。

曹時休憩いたします。

午後三時五分休憩

この組織を見ますと見えるのであります。それは結局は先ほど申し上げましたように、「たとえば電信研究所の一例を見ましても、いろいろな日本における研究とか、あるいは機器などの製造が非常に制約される。同時にこの通信省関係におきましても、予算の面から見まして、いろいろな制約があります。そして、この事業が私の経営の方に向ういろいろな点が見えております。そこにおのずと外資が入つて来るのではないか。その中で先日も大臣からそのようなことは決してないというお答えをいただきましたけれども、この機構を見ておりますと、どうしてもこのようになりますと、どうしてもこのようになります」というふうな構成で、どういう権限を持つておるのか。先日大臣はそのようなことはないと仰せになりましたが、やはりここへ外人が入つて来るのではないかということを私どもはたび／＼聞いております。この審議会などはどういうよ／＼な構成で、どういう権限を持つておるのか。先日大臣に見えるのでござります。そうしてこの審議会なんかが非常にここでは独裁的な力を持つておりますが、この審議会などはどういうよ／＼な構成で、どういう権限を持つておるのか。先日大臣に見えます。

いうような役が非常にふえますため、結局上の方は減られましたが、一段階下に減つただけで、十局が三局になつて、そういうものがたくさんふえて参ります。そうするともちろん予算の関係から人員整理が機構簡素化の目當になつておりますが、どこで人員整理をするかといえば、下の方で減らすことになる。実際の仕事をやる人を減らすことになつて、まん中辺の課長とか部長とかいうものが非常にふえて参りますと、一体仕事はだれがするかということになりまして、むしろこれは簡素化でなく、このまま行けば実際に非常にふえて、かんじんの下の仕事ができなくなる結果になるのではないか。私の理解しました範囲内でお伺いいたしましたので、そういう点について具体的に大臣から御返答願いたいと思います。

続いて御質問いたしますが、郵政省の方で前にもちょっとお聞きいたしましたが、監察局の持つておる権限、労働組合などに対してはどのよな権限を持つかということをもう一度はつきり御説明願いたいと思います。これが第三点でございます。大体以上三つのことに対してもお答えいただきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 第一番の問題であります、この新しい設置法によりますと、だん／＼私の企業的な色彩を帶びて来て、しまいには外資が入り、結局日本の企業の自主性を失うのじやないかというように伺いましたが、これは再三通信委員会でもお話しいたしました通り、なるほどある場合においては、外資の導入に対してはわれ／＼は反対するものではない。これがある場合に

は希望するわけであります。しかしながら再三この問題について田島委員もお話をのように、外資の導入即ち自主性をなくするというような意味ではなくして、自主性を完全に保持しながら、日本にないところのいわゆる外資の導入はばかりたいという考え方で臨んでおりますから、決して御心配の必要はないことと存じます。

第二には、部長、課長級がどんどんふえて、結局下の者が少くなつて、仕事をする人間がなくなるのではないか、というような御心配でありましたが、なるほどこの電気通信機構の改正は、從来の日本の行政組織のようなものとは多少かわっておりません。すなわち從来の経過から申しますと、一つの課の中には少くとも百人とか百五十人の部務員が五十人も百人もなければならぬ、というのではない。そこに五人か十人でも一つの課が完全に仕事をやつて行けるということを構想いたしておりましたから、從来の官廳行政の組織とは考えが多少かわるかもしれません、しかしそのためには部課は人員が少くてもやつて行ける、しかも能率的でありますから、さういう面だけをやるのでありますけれど、必然的に何百人もいるものを五人ぐらいにするといふような考えは持っております。部署々々によつて、あるいは課によつて五人ぐらいのところもございましょ、百人ぐらいのところもございましょ、四十人ぐらいで済むところもございましょ。あるいは部によつては

よが、そこが新しい組織設置のねらいでござります。  
監察制度の問題でございますが、この監察はやはり逓信委員会でも御質疑がありまして、お答えした通り、労働組合の團体をある程度抑えるためにこういう制度が設けられたのではなくして、一般部内におけるいわゆる犯罪等が非常に多い。一方監察制度が完全に運用されておりませんから、できるだけこの犯罪をなくしようというのがねらいであります。直接組合運動とは関係がございませんから、組合運動としましても、われわれはもちろん合法的な組合運動はこれを認め、しかもこれに援助を惜しげ者ではありませんけれども、非合法な運動に対しても、われでできるだけこれを監視し監督し、これをなくするよう努めました。

は、いわゆる通信事業に造詣の深い人の意見を参考しながら、われらの権限を実施して行こうという考え方あります。むしろ民主的な運営に進まうという方向でできているものであることを御了承願いたいと思うのであります。なおその構成委員にいわゆる全通りました御返答で、納得できない点はなあございませんけれども、あらためてここにはお聞きしないことにいたしまして、意見の相違などいえば相違でございますが、私はもつと具体的にはとより申し上げたいのですが、あります時間をお一人でとるものお氣の毒に存じますから、遠慮しておきます。この一般会計から切り離してやはり相当の資金が入つて来ています。これはいざが二つにわかれて、その方に國家のわける政府の一種の出資的な形になりますようが、今後私の企業の方に向つて行く形態になるのではないか。そこで外資が入るとは私自身も反対はいたしませんけれども、このいろいろな面から見ますと、外資の入り方が自主性を失う方向に向うということを非常に心配しております。その点で大臣の御答弁は満足のできない点も相当あります。大臣はそういうことはないと言ふたび申されておりますが、そういうことをひとつ御注意しておきまして、これで私の質問を終ります。

○小澤國務大臣 今田島委員のお話では、だん／＼私企業に向うような状態だということであります。私は必ず

しも私企業に向うことは絶対ないと、いう趣旨ではないのであります。私企業に經營した場合の方が、電気通信事業に、もし一つでも省をふやすといふから受ける一般国民大衆の利益が多い。うならば、私はこの際商工省における

でやるべきだと考えております。従つていつでも官業で絶対やるのだという意味ではないのであります。ただ現

在の段階では、そういうことは少しも考えていないという趣旨でありますか、

ら、その点誤解のないようにお願いします。

○田島(ひで)委員 その点で多少意見は違いますけれども、私は少くとも今

の荒廢しておる日本の戦後の電気通信事業は、やはり国家のもとに公共事業としてやつて行かなれば、どうしても都会のお金を持ついる人がこれを有利に使いまして、お金がない一般國民がこれを何とかして使いたいとい

うころにはだん／＼向かなくなると思います。そういうことからい／＼申し上げたい点はあります。そ

うことは、公事業の性質を失つて行くのではないかと夢えまして、その点だけ加えて申し上げておきます。

○小川原委員長 有田喜一君。

○有田(喜一)委員 通信大臣に若干の質問をいたしたいと思います。言うまである行政であることはもちろんあります。この際通信行政をます／＼強化する必要があると私は考えるのであります。

○小澤國務大臣 今田島委員のお話では、だん／＼私企業に向うような状態

構の広大ではありません。この意味におきまして、今回の通信省二省分割

は、必ずしも通信行政の強化にならぬ

程度の研究をもつてそれに当るかと、

いう問題だと思います。國全体の行政を見渡すときにもし一つでも省をふやすといふことはきまりませんし、今御指摘のよ

うに一つになつたことが強力だとい

うなつたことが、ただちにその能率を落すことはきまりませんし、今御指摘のよ

うに一つになつたことが強力だとい

うなつたことが、ただちにその能率を落す

有田さんの御指摘のような議論が相当ございました。しかし結論においては、部にはなりましたけれども、そうした強力な部長のもとに、局になつたような次第でありますから、お話を得たうようない意味で、こうした結論を得たと同じような効果を發揮せしめるといふに、重要性につきましては、決して部であるからおろそかにするというのではなく、しかもその部長も、局長級の人材を抜擢いたしまして任用し、ここで運用の妙を得て、有田君お考えの通りの功績を実現したい、こう考えております。

○有田(喜)委員 なるほど國家公務員法の施行によりまして、遞信從業員のストライキの禁止はできた。しかし権力でストライキを禁止することが必ずしも適当ではないであります。眞に

○有田(喜)委員 なるほど國家公務員法の施行によりまして、遞信從業員のストライキの禁止はできた。しかし権

うしてさようなストライキが勃発しないようにすることが大切である。その意味におきまして、私は郵政省の行政の中心は、やはり人事管理にあると思

う。経理局はありますが、むしろ経理局の方は官房の一つの部にして、そうして名前は人事局でも何でもけつこうであります。が、人事管理を強力にやる機構が、郵政をよりよく生かす方法だと確信いたします。こういうことを再び質問する次第であります。

○小澤國務大臣 大体先ほどお答えいた通りであります。ことに大臣官房に人事部を入れたということは、こうした從業員諸君の福利厚生は、ひとり

局長とか部長にまかしておくような仕事ではなくして、むしろ大臣、次官が全責任をもつてこれに当るというのと重要視しなければならぬというの

が、われくの考え方であります。從

つてこの人事部が局であつた場合でも、部があつた場合でも、むしろ官房の中に入つて常にわれくと密接な相談、検討をしながら進んで行く方が、

より大きく福利厚生の面を扱つて行けるのではないか。こういふ考え方もございましたので、官房の人事部に入れた

ような次第であります。従いまして、まず議論といたしましては、有田君の議論が悪くて、私の議論がいいということはなかくむずかしい問題であります。そういう点も検討の中に入れ

て最後の結論をここに得たようなわけ

でありますから、何分ともに御了承を

願いたいと思います。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れ

て、大臣、次官が直接にやるから、か

えつてこれが強力だという考え方、ほ

んとうの行政を知つておる者の考

は考えられない。御承知の通り、大臣

直属の補助機関である官房だから直接

だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから

直接であるといふような考え方であれ

ば、これは間違いであって、各局に対

しましても、大臣みずからがやはり局

長を指揮して進まなければならぬ。し

かしこの問題を繰返しておつても意見

の相違になりますから言ひませんけれども、郵政省における人事管理は、き

わめて重要なことであり、大臣もこの

が、御承知のように昨年か一昨年、関係方面的御意見等もありまして、いわゆる資金の統制一元化というような意

用するというようなことは、厳に禁

止しなければならぬ事項であります。

保険制度が発生した当時の趣旨でありまして、いやしくもこれを政府事業に

還元して行くという方法は、簡易生命

保険省みずからが運用いたしました

として、そうして加入者にその利用を

見通しを聞いておきたい。

○小澤國務大臣 保険金の積立金を從

前通り通信省みずからが運用いたし

て、まだ正式に終るということをお

見受けられますので、そうした強いと

しかしながら、一方大蔵省の考え方

も、事務当局の考え方、が相当強いよう

いといふことになつたのであります。

しかしながら、一方大蔵省の考え方

も、事務当局の考え方、が相当強いよう

いといふことになつたのであります。

それまで、自分は今そした必要性

のあることをあらゆる機会に強調し

て、まだ正式に大蔵大臣との交渉は開

始いたしておりません。つまり正式に

話しても絶対にだめだというようなこ

とに至った場合は、かえつてめんどう

になりますので、その承諾を得る大体

の寸法を見ながら私は閣議で相談をし

たいたと思つておるような次第であります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるることは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、政務次官にそうした事務的関係からあるいは関係方面の

意図等を確かめてもらいたい、そうして最後にこういふ事情でこうだとい

う前提のもとに、調査を頼んで來たのであります。まだまづらなければ、いわゆる政

治折衝として閣議の問題にする、こう

結論は政務次官からお話をありました

ので、結局私自身が閣議で直接交渉し

て、こちらにもどすよりほかに道がない

いといふことになつたのであります。

しかししながら、一方大蔵省の考え方

も、事務当局の考え方、が相当強いよう

いといふことになつたのであります。

それまで、自分は今そした必要性

のあることをあらゆる機会に強調し

て、まだ正式に大蔵大臣との交渉は開

始いたしておりません。つまり正式に

話しても絶対にだめだというようなこ

とに至つた場合は、かえつてめんどう

になりますので、その承諾を得る大体

の寸法を見ながら私は閣議で相談をし

たいたと思つておるような次第であります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるることは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○小澤國務大臣 細目に入つて來たよ

うですから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるることは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるることは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

らでもお答えした方が納得できると思

いますので、事務次官からお答えいた

ります。

○有田(喜)委員 金融統制の見地から

通信大臣が大蔵大臣と非常に緊密なる

連絡をとられるとは、もちろん大事

なことであります。この保険事業の

りあえず自分も就任早々であつたので

ありますから、それはむしろ事務次官か

○鈴木説明員　有田委員が地方機構の関係で地方郵政局と監察局を区別しないで、むしろ能率の上からいつ、郵政局に監察局を含ませたらどうかといふお話をございましたが、もとよりこの郵政省が設置せられました大きな考え方の一つとして、現在の監察事務が業務の中に入つておりますために、とかく事故その他の問題がはつきりいたさない。監察というものは、やはり外部からこれをながめて行くことが必要であつて、しかもそれは大臣の直命を受けて、その仕事が全國的に統一されておらなければならぬというふうな關係で、お手元に差上げました表をごらんになるとわかりますが、普通の事業局とは違つた一つのカタゴリーの中に入れて考えております。従つて地方におきましても、本省の監察局においてこれを統轄する監察の部局があるわけでもございません。しかし地方に監察局といふものがあるからといって、ここに厖大な局を持つわけではございません。しかもこの監察官といふものは、七百名のものが地方に分散いたしております、いろいろの調査等につきましても、その土地の者がこれを直接いたしまして、さなきだにわれゝ事業経営の面におきまして、出張その他の経費の出費もありますが、そういう点等につきましては、監察を十分各事業局は利用して行くというふうなものでありますて、これを事業局からわけてあるのでございます。

ソにすぎないと思います。ひとつほんとうに地方郵政行政を生かすには、やはり監察局を包含して、そして密接なる連絡をつけてやることが適切だよと私は思います。

ます。ただ問題がある一部の議論としては、たとえば東京のような繁華な都市においては、一つの特定局というものがある大きい局の出張所あるいは分室というようなふうに考えた方がよじやないかという御意見がありますけれども、この問題につきましては、今お話をのように一利一害でありますし、今急にこれをどうこう変更しようという考え方は持つております。

○有田(雪)委員 特定局を昔ながらのものにしておくということは考えておりません。改善すべきものは大いに改善すべきだと思つております。しかし特定局制度の妙味は、ほんとうに發揮するよう努めなければならぬ。ところがややもすると、この特定局の局長の任免につきましても、そのあたり方につきましても、画一的に國家公務員法をそのまま適用しては、眞のよい意味の妙味を發揮しない場合がある。御承知の通り、國家公務員法には附則でございましたか、特例が開ける條項もございます。もちろんボスとかなんとかいうことは排撃しなければなりませんが、特定局制度を生ずる意味において、あの條項をうまく適用されまして、真によき意味の特定局をますべく发展せらるることを私は切望いたします。

最後にお伺いいたしたいのですが、電氣通信省に電氣通信監という制度が新しくできております。それを見ますと、各局がやはり電氣通信省監のもとにあるようです。そうすると、一方次官があり通信監といふものがあつて、どうもその間の機構が重複しております。電氣通信監が大きいにやると次官が浮いてしまう。次官が大いにやると、電氣通信監が浮いてしまう。これはき

つとさようなことになる。もし電気通信監が特殊な官吏で特に必要だといふのならば、そういう官廳機構にせず、むしろ次官の補佐役的な機関にして、次官の足らざるところを補うという制度がある。電気通信省は大いに技術官を活用しなければならぬ面が多くある。かような意味におきまして、さうなことを考へることはけつこうと思ひますけれども、次官の下に電気通信監、しかも電氣通信監の下に局があり、部があるということは、あまりに段階が多くなつて、ほんとうの意味の電氣通信監を生かすゆえんにならぬと思います。

○小澤國務大臣 電氣通信監といふのは、今御指摘のように、次官補ということにも実質的に当るのであります。従いまして通商産業省におきましても、最初次官補という考え方で進みましたがけれども、ちょうど電氣通信省に電氣通信監があるように、通商産業だけをあずかるところの、いわゆる次官の役目であるが、それを統率する意味におきまして、おそらく通商監といふことにあつたわけでありまじよが、次官補という名前をかえて、通商監になつて、いわゆる通商關係の各局をすべて統轄するのです。電氣通信監も御承知の如く郵政省には大臣官房と電波局、航空保安廳がありまして、この関係におきましては、次官が全部やりますが、今申し上げました業務局、施設局、經理局、電氣通信研究所は、主として次官補という立場において總括的にこの事業を補佐しよう。こういうの

うするかということにつきましては、いろいろ、各人各様の見解もございまして、が、他の省にないものを次官補と業省では通商監、あるいはこちらでは電気通信監というような一つの考え方で改めたような意味であります。実質的にはもちろんお話をのように次官補というような意味と同じでありますから、その範囲が極限されておるというだけであります。

○小川原委員長代理 次は井之口政雄君。

○井之口委員 私は今まで通信委員会に入つていなかつたから、大臣の今までお答えになつたいろいろなことを十分に聞いておりません。ですから、あるいはダブルの点があるかもしませんが、その点はひとつ簡単でもよろしくうございますから御返事願います。

この機構の改革をやりますといふと、簡素化されて仕事が簡単にいくのではなくして、ここに働いている従業員の方々が大分仕事をやめなければならなくなつて、かえつて事務が停滞するようなことを承つております。たとえば王子郵便局では今從業員が百四十名働いておりますが、そのうち貯金課をとつてみると十三名おります。これが早くも機構改革が実施せられることが予想して、十三名の者を五名に減らして、八名を外務の方にまわすということを局長が準備しつつある。あるいは大臣の方からそういう轉換の指令なんかをお出しになつたのでございましょうか。この点も聞きとうござりますが、もしそういうふうにでもないを一番決定すると思う。ただ形の上からだけ見たのでは十分にわかりませんが、これを実施した場合、もしさうなるとすれば、今まで郵便のサービスが非常に悪くなつて来やしないかと思うであります。しかしでありますか。

○小澤國務大臣 二省分立に関しましては、まだ各局

○井之口委員 ことに郵便局あたり

○小澤國務大臣 わかりました。それか

には何らの指示もいたしておりません。たゞ私が就任早々、やがてわれわれは独立採算制を前提とした行政整理の断行は必至であるということを考えおりましたから、この際一人でも生首を切るというようなことはしたくなつて、新規採用を一切してはならぬという通牒は全國に出しております。というの

は、新しく一人を採用したために、古い人が首になるということはとても

ある局あるいは現場で人が不足な場合には、何とか配置轉換等の方法で

間違つて来て、夜中にまたすぐ出て行

て、勤務の状態がとても耐えられない

ような時間の関係になつて来る。勤務

の時間としては同じであつても、その

間に往復の時間を見越したりなどしま

すと、この機構は耐えられないような

状態にしてしまうと、いうふうなことを言つておりますが、その点につきましてはいかがございましょうか。

○小澤國務大臣 先ほどお話を申しますと、監察局、郵務局、貯金局、簡易保険局、人事局、経理局、資材局、建築局の八局、そして監察局には三部、郵務局には三部、貯金局には三部、簡易保険局には四部ありましたのが、監察局は部を全部落しておらず、そのかわり次長一人、郵務局は三部を落して次長、簡易保険局は四部を落として次長、各事業局は非常に仕事が

大きくなり、この四局につきましては各局長を補佐する一人の次長を置いたわけであります。人事局は先ほど來お話をありました通り廃止いたしました

○井之口委員 ではここ郵便局のや

り口は局長の責任であつて、まだ大臣

は御存じないのでござりますか。

○小澤國務大臣 それはきょうあなたから初めて聞いた問題であります。

私の方へ相談も何も来ておりません

し、新しい指示は出しておりません

が、あなたの言うことが、事実かどうか

かも調べてみなければわかりませんか

ら、今どうこうという御返事はできません。

○井之口委員 よくわかりました。そ

れではこの問題はおわかれくの方か

らも調べてされることにいたしました。

次にこの機構をライン・オルガニ

ゼーションにしてそれを完遂する、そ

してただ一段だけの格下げになるとい

うようなお話をあります。ライン・

オルガニゼーションの特徴、それから

従来と違う点を簡単にひとつ御説明願

いたいと思います。

○小澤國務大臣 これは資料と比べて

どちらお今度ぞこの局なんかでも、もし

これが実施せらるる場合になります。

ました理由でございます。従つて電気通信省の仕事におきましても、兩三年間研究いたしまして、一つのライン・機構を案出いたしまして、それに即応していくのが、今後の復興に対し、またサービスをよくする上におきましては、いい組織である、こう考へたわけです。

それ自体は、われ／＼のよくな事業官廳としては困難なことと思つております。

○井之口委員 それで兩省において何人ずつくらいの整理がされるのでござりますか。

○小澤國務大臣 この問題は一應政府といたしましては、一般会計においては三割、事業官廳すなわち通信省、運輸省においては二割を原則としたしまして、その他の実情にのつとつて、できるだけ人員を整理して経費を節減する。こういう程度の申合せになつております。従つて最後の但書のいわゆる実情に沿つて云々といふようなことがまだ政府できまつておりませんから、その員数もきまつておりますし、いわんや各省何人といふような——兩省が何人といふような数はまだ決定いたしておりません。

○井之口委員 具体的にはまだ決定していないにいたしましても、もしこの機構を採用すれば、当然どれくらいになるだらうという推測はできませんでしょうか。

○鈴木説明員 御案内のように現在の通信省は從業員四十二万を越えておると思うのであります。

○井之口委員 御案内のように現在の

通信省は十七万、郵政省の方は二十四万を

超えるかと思つておりますし、これを

いたしましては、今だに何十何

万という答

えが出て来るというわけの

ものではないであります。と申しま

すのは、現業等におきましては割合に

数は出て参るであります。

○小澤國務大臣 資金の問題であります。

○井之口委員 では、管理要員の仕事はその仕事に必要

な事務量はあるわけであります。

○井之口委員 今電気通信省におきま

しては十七万、郵政省においては二十

四万ということございましたが、こ

の場合予算面の人員と実働の人員との

間には違ひがございましょうか。

○鈴木説明員 常に予算の範囲で仕事

をいたしておるわけであります。すな

ることはないわけであります。

○井之口委員 だからもは仕事

をしておるのござりますが、日常出

入りといましても、それ以上になる

ことはないわけであります。

○井之口委員 たゞ從來

よりも相当予算定員に近づいておりま

すことは、終戦後あるいは應召いたし

ておりました者、あるいは外地でまつ

なく同じような仕事をいたしておつた

者が帰つて参りまして、われ／＼の定

員の中に入つて参りましたので、相当

を実施いたしまして、これからサービ

スをよくし、いろ／＼と運営して行く

と思ひます。

○井之口委員 それからもこの制度

を実施いたしまして、これからサービ

スをよくし、いろ／＼と運営して行く

思ひます。

○井之口委員 それからもこの制度

を実施いたしまして、これからサービ



ならばまことにつけようでありますか、なら、なるべく二割を予想しないで、わゆる本多大臣の言うことを聞いておられますと、天引き首切りで、実行政機構の改革というものが、國家の機構から、国民に対するサービスの機構をらしめるという前提ではなく、ただ財政的見地という点に重点が置かれているところが、われく納得の行かないわけであります。しかしそれで首を切る方が少いということになれば、八万人にならぬよう御努力を願いたいと思ひます。しかし小澤大臣は先ほど、一般会計で三割現業では二割といふことを言られて、またあとで訂正されるから、それではおかしいじやないかということで、政府の方針は二割である。従つて政府の方針を忠実に執行する國務大臣ということであれば、やはり二割といふものが出で来る。二割出でると國会の意思において三万八千人以上は減額しないのを、今度は定員法を出して来て修正しようと思つても、國会の意思に対し、もう一へん今度は三万八千人以上にかかるといふことになつて來ると、そこに大きな問題が出て來るのでありますと、御返事はなくしてけつこうですから、ただそういう問題が残るということだけを御指摘申上げまして、あとは数字だけをお聞かせ願いたいと思います。

まして数が違うのであります。現在員におきましては、約四十三万という数字が出ております。二十四年度の予算人員は二十三年度の予算人員から三万八千引いたものであります。

○小川原委員長代理 次は木村榮君。

○木村(榮)委員 電通省には今度は航空保安廳といふまことにけつこうなものが出ておりますが、日本の政府はいつごろ航空機をお持ちになりますか。そういう見込みがありますか。

○小澤國務大臣 航空保安廳がありますが、この仕事は大体において、連合軍の航空路に対する一つのサービス的なことをしておりますのであります。日本が航空機をいつ持つかという問題は、結局關係方面との了承がいつづくかという問題であります。今私どもはこの問題について、いつどういうことができるかは答弁できない次第であります。

○木村(榮)委員 そうしますと、日本の航空郵便のために今のところあるのではなくて、外國のためにあるわけですね。將來のことはわからない、こういうわけですね。

その次は、今度郵政省設置法、電氣通信省設置法にもございますが、審議会ですね。あれは國家行政組織法の第八條の審議会または協議会といったこの規定によつてこしらえるのか。國家行政組織法の第二十一條に別段の定めをやるといつたようなことが書いてあるが、そのどちらの方に重きを置いてあるのですか。

○小澤國務大臣 大体第八條の線に沿うた審議会であります。

○木村(榮)委員 そうしますと、きのう大蔵省の政府委員の方と大分討論をしてあります。

やつたけれども、結論を得ませんでし  
たが、第八條の審議会または協議会と  
いうものは、「諮問的又は調査的なも  
の等第三條に規定する委員会以外のも  
のを云う。」そういうふうに書いてあり  
ます。きのうのお話だと諮問的または  
調査的なものなどだから、決定的なも  
のも入る。かような答弁であります。  
それは私は非常に見当違いでありますと  
思います。というのは「第三條に規定  
する委員会以外のもの」となつております  
ですから、当然第三條に規定いたしま  
すものは、行政手段の中の一つの機構  
としての委員会であるから、相当な權  
限を持つてゐる。しかしながらこの規  
定以外の委員会は、大体調査的、諮問  
的なものの中の、また大体それに似か  
よつたものといつだうに解釈した方  
が正しいと思うのですが、その点小澤  
大臣はどのように解釈せられますか。  
○小澤國務大臣 どうもその條文の方  
は、まだあまりよく研究しておりませ  
んから、政府委員から答弁申し上げま  
す。

査的なもの等だから、決定的なものも、相当権威を持つた機関も入つてきしつかえない、こういう解釈である。ところが私たちの解釈は、「去年國家行政組織法をこしらえましたときに、相談的なものの中の一部で、それに規定する委員会以外のものを云う。」ということがあるから、諸般的、調査的なものの中の一部で、それには似かよつたものだ、そういう委員会をいう、だから行政機關のような一部であつてはならないというふうに解釈して、この項ができたと思います。その点で、あなたの方で今度たくさん審議会や何かできますが、その点が明確化していませんと、その審議会というものがとんでもない権限を發揮して、行政機關をも動かすという組織になる危険性があるのですから、その点は最初どのようなお考えでこしらえられたかということを私は承つておきたいと思います。

○小川原委員長代理 木村君 今ここに通信省の方ばかりで、行政管理廳の人はおりませんから、その質問は今保留しておいてください。

○木村(築)委員 それで、私はこの点の解釈をぜひはつきりしておいていただきぬと、今度の各省設置法案を見ますと、大体どの省にも、この審議会、協議会というものがたくさんできてるわけあります。ところが大蔵省の政府委員のような解釈をいたしますと、これは行政機関をもこの委員会が、ある場合には動かすという性格を持つて来る。そうしますと、各省設置法案の場合において、非常に大きな検討すべき問題が起つて来るわけであります。ただ單に諸般的、調査的なもの

と、決定権を持つたものとでは、解釈は根本的に違いますから、その点、明確にしておいていただきたい。しかし私はさつき申し上げましたように、組織法第二十一條の、「現業の行政機關については、特に法律の定める云々」によつて、これは現業のものだから、第八條の解釈ではなくて、第二十一條によつてこしらえたもの、こうなればまた話が違つて来るという点を私は今はお尋ねしたわけであります。それに対して、大体第八條の規定によつて考えてくださいといふことになれば、さつき言つたような、内容の明確化をお願いするわけですが、この問題はあとにいたします。

そこで、今度は電氣通信監といふよ  
うな、監視経営のような名前ができる  
わけですが、この電通信監と、それから  
郵政省の監察局とは、大体どのよう  
に性格が違うものか……。

○鈴木 説明員・監督の監の字を書いて  
おりますのと、その他の官との差の問題  
題と思うのでありますか、「これは別  
に、ただ名称の問題でありまして、内  
容はこの各條規にあります通りでござ  
います。別にかわつておりません。文字  
だけで、別にかわつておりません。

○木村(鶴)委員 そういたしますと、  
この監察局の局長と、この電通信監の方  
とは、この條文にもござります通り、電  
氣通信監は二つの部務を統轄いたしま  
すので、一方は電氣通信省であり、一  
方は郵政省でございますが、これを比

較してみますれば、やはり電気通信監の方が上になるんじゃないと思いま

す。

○木村(業)委員 そうしますと、今の電氣通信監の方は第二十一條によつてできたのですか。

○鈴木説明員 これは第二十一條でできたのです。

○木村(業)委員 局の方は第七條によつてできたのですか。

○鈴木説明員 さようでございます。

○木村(業)委員 そうちましたと、一体なぜ、同じようなものが二つ分離されます場合に、郵政省の方は第七條のところで片づけて、そしてもう一方の方は第二十一條で片づけられるのか、こういつたふうなことは、何か原因がございますか。

○鈴木説明員 御案内のように、組織法は原則として第七條の線で行くべきだと思うのであります。しかしながら現業事務を遂行いたします場合に、それだけでは不都合を生ずるような場合さらによりよい組織をつくりますために、第二十一條が設けられたものだと私どもは解釈いたしておりますので、現業官廳におきましては、

○木村(業)委員 そうしますと、第二十一條によつてできた場合においては、

○木村(業)委員 そうしますと、今おつておつて、局にもあるいは官房に十一條によつてできた場合においては、これは非常に独立的な性格を持つことができる

○鈴木説明員 大臣の制約を受けないような部局があらうとは、私ども考

えておりません。

○木村(業)委員 ところが、今の監の方の任務を見ますと、大臣の制約を受けないとは書いてございませんが、相当これは偉いお方じやないと勤まらぬよう書いてあるわけで、ひよつとしますと、運営のいかんによつては、大臣よりもかえつて幅をきかすという危険性がございませんか。

○鈴木説明員 これは、各省の長は大臣でございまして、各省に属しまする各職務を持つておる者が、たとい相当大きな幅を持つておりますが、それには当然大臣の管下に入るべきものである、命令に服従して参らなければならぬものであると、私どもは考えております。

○木村(業)委員 「各局及び研究所を統轄し」とございますが、大体各局なんかを統轄するものは、こういつた独立的なものがやるのがほんとうか、あるいは大臣がやるのがほんとうか、わかりませんが、これは大臣もやるが、これもまた別個にやる、かように解釈してさしつかえございませんか。

○鈴木説明員 各部局の長は、その部に属する下の課、課長は課以下の事務に對しての統轄をして参るのは、組織

の常識でございまして、三局、一研究所の上に電気通信監の仕事があります

○木村(業)委員 そうしますと、今おつておつて、局にもあるいは官房に十一條によつてできた場合においては、これは非常に独立的な性格を持つことができる

○木村(業)委員 さうしますと、今おつておつて、局にもあるいは官房に十一條によつてできた場合においては、これは非常に独立的な性格を持つことができる

が、とにかくいろいろまいことは言えるのでしょうかが、何といつても、こ

保安廳の持つ特別の仕事でありますか

大ざっぱに申しまして、飛行場、滑走路、航空燈台、ビーコン、航空無線と影響はございません。

○鈴木説明員 この問題は、先ほどもお話をしました通り、いわゆる実際的に次官補というような考え方であつて、名前はいろ／＼考え方がありま

ようし、また文字の書き方はございましょうが、要するに、この電気通信省の業務局、施設局、経理局、電気通信研究所を統轄して、その事務の最速化をはかるという趣旨で設けられておるのであります。従つて次官の権能よりはやや微弱でありまして、次官は、そのほかに大臣官房、あるいは電波局、航空保安廳をも同時に、同じ立場に立つて大臣を補佐する役目である、

○小澤國務大臣 もうかるという言葉がどうかと思いますが、大臣においては、電気通信の方は、これは建設費をどう

使うか、改良費をどう使うかによつて非常に違いますけれども、現状の姿によつては、大体歳入、歳出が一致せら

れるよう形になつております。もちろん先ほども話したように、建設をどういう角度で進めて行くか、その費用までいわゆる損益勘定から持つて行

けといふのいや、もちろん足らぬにきまつておりますけれども、建設の方法までいわゆる損益勘定から持つて行

おいては、大体歳入、歳出が一致せら

れるよう形になつております。もちろん先ほども話したように、建設をどう

いう角度で進めて行くか、その費用までいわゆる損益勘定から持つて行

けといふのいや、もちろん足らぬにきまつておりますけれども、建設の方法までいわゆる損益勘定から持つて行

おいては、大体歳入、歳出が一致せら

れるよう形になつております。もちろん先ほども話したように、建設をどう

から行きますと、電気通信省は大体固定したものだから、そむやみに電

話をかけてくれといつて募集しても、それに應じて電話をかける者もないか

他廣告とか、何だとかで、妙味があ

るということを言われましたのです

が、そういう面を御勘案になれば、今度の郵政省においても、そういうこと

は相当たくさん出でなければならぬ

と思うのですが、そういう積極的な面は、この機構としてはあまり取上げて

ないよう見受けられます。将来はお

やりになるかわかりませんが、今のところはあまり積極的じやない、こうい

うわけなんですね。

○小澤國務大臣 木村君の御指摘の通り、保険勧説員を一人もやせば、それだけ契約高が多くなる。従つて通信省

監といふのがあります。これは電気通信関係の、いわゆる次官補といふような仕事をしておつて、下の工事監長、あるいは電務局長を絶括して事務をとつております。

○木村(業)委員 これはほかの問題と関連いたしますが、航空保安廳ができる

ある仕事で、たとえば保険の外交員を縮小されるそでござります。その結果は、この航空保安廳のいろいろな業

務の上において、さしつかえが起る

やれば、もうかる。もうかると申しま

すが、そういう意味だそです。だから

